

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において内閣委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（新規3件、衆議院継続審査3件）であり、そのすべてが成立した。また、本委員会に付託の請願7種類47件はいずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであり、その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、宿日直手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、通勤手当の額の算定について特例措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行おうとするものである。

3法律案については、10月27日、一括して議題とし、人事院勧告の取扱い方針、俸給表の決定原則、筑波研究学園都市移転手当問題等について質疑が行われた。

質疑終局後、一般職職員給与法改正案に対し、聴濤委員から期末手当の支給割合の引下げに関する規定を削除する修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数で原案どおり可決された。

行政改革委員会設置法案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営

につき必要な改革の推進に資するため、総理府に行政改革委員会を設置しようとするものである。その内容は、委員会は、規制緩和等行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報公開法制定に関する事項等を調査審議し、その結果に基づき、総理大臣に意見を述べることができるほか、必要があると認めるときは、規制の改善に係る意見を受けて講ぜられる施策に関し、総理大臣等に勧告できること、委員会は両議院の同意を得て総理大臣が任命する5人の委員をもって構成されるほか、事務局を置くこと、委員会は本法施行の日から起算して3年を経過した日に廃止されること等となっている。

本法律案については、11月1日、行政改革における委員会の位置付け、委員会の機能、委員選任の基準等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論（反対）の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、国家公務員等共済組合法の年金について、公務員制度の一環としての役割等に配慮しつつ、基本的に今回の国民年金保険法等の改正による厚生年金保険の見直しと同様の措置を講じようとするものである。その内容は、60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させるとともに、国家公務員等共済年金に係る各給付額を引き上げるほか、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合の支給する年金について特例措置を講じること等となっている。

本法律案については、11月1日、共済年金の意義と受給権の法的性格、年金支給開始年齢の引上げと雇用確保、鉄道共済年金問題と公的年金制度一元化等について質疑が行われ、質疑を終局した。

11月2日、討論（反対）の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、鉄道共済年金の自助努力等については公的年金一元化の問題の中で検討し措置すること等から成る附帯決議が行われた。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、外国における緊急事態に際して、生命等の保護を要することとなった邦人について外務大臣から輸送の依頼があった場合に、防衛庁長官は、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊法第100条の5第2項の規定により自衛

隊の保有する航空機により輸送することができることとする等を内容とするものである。

本法律案については、11月8日及び10日、総理大臣及び外務大臣の出席を求めるなどして、輸送の安全確保問題、自衛隊機と民間機の使い分け、搭乗要員の確保と訓練の充実、艦船等輸送手段の多様化等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論（反対）の後、採決の結果、本法律案は多数で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、在外邦人等の輸送に当たっては安全対策に万全を期し、慎重な判断のもとに迅速かつ的確な対応を行うこと等から成る附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

第130回国会閉会後の9月6日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、一般職の給与についての報告及び勧告に関する件について人事院総裁から説明を聴いた後、同件、戦後処理問題、平成7年度予算における防衛費の在り方、ルワンダ難民支援のための国際平和協力隊派遣問題について質疑が行われた。

10月6日、前国会閉会中に実施された委員派遣の報告が行われた。派遣については、国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度等の実情調査を目的に9月12日から14日までの3日間、広島県及び山口県において、海上自衛隊呉地区、米軍岩国基地、広島平和記念資料館、広島テクノポリス等を視察した。

また、11月24日及び29日、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行った。

委員会においては、天皇・皇后両陛下の外国御訪問、アイヌ新法制定、戦域ミサイル防衛に関する取組、国家公務員の省庁間人事交流と在外公館勤務経験の拡充、防衛施設庁長官の沖縄県民と米軍基地の共存共生発言、米軍弾薬輸送船フリント搭載艇と漁船藤丸との衝突事故、航空自衛隊の次期多用途支援機の機種選定、平成7年度防衛関係予算、防衛大学校卒業生の任官辞退等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成6年9月6日(火) (第130回国会閉会後第1回)

一般職の職員の給与についての報告及び勧告に関する件について弥富人事院総裁から説明を聴いた後、同件、戦後処理問題、平成7年度予算における防衛費の在り方、ルワンダ難民支援のための国際平和協力隊派遣問題等について山口総務庁長官、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、弥富人事院総裁、防衛庁、外務省、人事院、総務庁、宮内庁及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

○平成6年10月27日(木) (第2回)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第6号) (衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第7号) (衆議院送付)

以上両案について山口総務庁長官から趣旨説明を聴き、

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第8号) (衆議院送付)

について玉沢防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第6号) (衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第7号) (衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第8号) (衆議院送付)

以上3案について山口総務庁長官、玉沢防衛庁長官、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第6号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

(閣法第7号) (閣法第8号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

○平成6年11月1日(火) (第3回)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第44号) (衆議院送付)

について武村大蔵大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員石原伸晃君から説明を聴いた後、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

行政改革委員会設置法案(第129回国会閣法第21号)(衆議院送付)について山口総務庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院内閣委員長田中恒利君から説明を聴き、修正案提出者衆議院議員山元勉君、山口総務庁長官、五十嵐内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(第129回国会閣法第21号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

○平成6年11月2日(水) (第4回)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第44号) (衆議院送付)

について討論の後、可決した。

(第129回国会閣法第44号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年11月8日（火）（第5回）

自衛隊法の一部を改正する法律案

（第128回国会閣法第15号）（衆議院送付）

について玉沢防衛庁長官から趣旨説明を聴いた後、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、河野外務大臣、政府委員、文化庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月10日（木）（第6回）

自衛隊法の一部を改正する法律案

（第128回国会閣法第15号）（衆議院送付）

について村山内閣総理大臣、五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第128回国会閣法第15号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年11月24日（木）（第7回）

天皇・皇后両陛下の外国御訪問等に関する件、アイヌ新法制定に関する件、戦域ミサイル防衛に対する取組に関する件、国家公務員の省庁間人事交流と在外勤務経験の拡充に関する件、防衛施設庁長官の沖縄県民と米軍基地の共存共生発言に関する件、米軍弾薬輸送艦フリント搭載艇と漁船藤丸との衝突事故に関する件等について五十嵐内閣官房長官、玉沢防衛庁長官、山口総務庁長官、藤森宮内庁長官、弥富人事院総裁、政府委員、大蔵省、警察庁、文部省、外務省、厚生省、北海道開発庁、沖縄開発庁、海上保安庁及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月29日（火）（第8回）

航空自衛隊の次期多用途支援機の機種選定に関する件、平成7年度防衛関係予算に関する件、防衛大学校卒業生の任官辞退に関する件等について玉沢防衛庁長官、五十嵐内閣官房長官、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第9回）

請願第19号外46件を審査した。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
6	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6.10.21	6.10.21 (予)	6.10.27 可決	6.10.28 可決	6.10.21	6.10.25 可決	6.10.25 可決	
7	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.21	10.21 (予)	10.27 可決	10.28 可決	10.21	10.25 可決	10.25 可決	
8	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.21	10.21 (予)	10.27 可決	10.28 可決	10.21	10.25 可決	10.25 可決	
128 -15	自衛隊法の一部を改正する法律案	※衆	5.11.5	10.28	11.10 可決	11.11 可決	9.30 安全保障	10.27 可決	10.28 可決	第128, 129, 130回 国会 衆継続
129 -21	行政改革委員会設置法案	〃	6.3.18	10.28	11.1 可決	11.2 可決	9.30	10.27 修正	10.28 修正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続
129 -44	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	3.29	10.28	11.2 可決	11.2 可決	9.30 大蔵	10.26 修正	10.27 修正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 6.10.28 参本会議趣旨説明

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成6年8月2日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。（平均引上額3,938円）
2. 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を29万9,000円（現行29万4,000円）に引き上げる。
3. 扶養手当について、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額2,000円（現行1,000円）に引き上げる。
4. 通勤手当について、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する官署への通勤のため、特別運賃等を負担することを常例とする職員に係る支給月額の算定につき、特例措置を講ずる。
5. 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
6. 期末手当について、12月期の支給割合を100分の190（現行100分の200）に引き下げる。
7. 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,000円（現行3万7,500円）に引き上げる。
8. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、通勤手当に関する改正規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、宿日直手当に関する改正規定は平成7年1月1日から、俸給表に関する改正規定中教育職俸給表(二)及び(三)の改正に係る部分で昇格制度の改善に伴うものは平成7年4月1日から、それぞれ施行する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の

額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 内閣総理大臣、国务大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
2. 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
3. 秘書官の俸給月額を引き上げる。
4. 常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
5. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
2. 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万2,800円（現行10万1,200円）に引き上げる。
3. 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を引き上げる。
4. 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,620円（現行5,570円）に引き上げる。
5. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

自衛隊法の一部を改正する法律案（第128回国会閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、生命等の保護を要する在外邦人の輸送について外務大臣から依頼があった場合に、防衛庁長官は当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、自衛隊法第100条の5第2項の規定により保有する航空機により当該輸送をすることができることとし、これによる

ことが困難であると認められるときは、その他の輸送の用に主として供するための航空機により行うことができることとするものである。

〔附帯決議〕

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一 正確な情報の把握

最近多発する地域紛争は、日時、状況の予測が困難であることを考慮し、緊急時に随時正確な情報を得られるよう関係する情報収集機能を一層強化すること。

一 安全の確保等

在外邦人等の輸送は極めて緊急かつ重大な事態であることにかんがみ、安全対策に万全を期し、慎重な判断のもとに迅速かつ的確な対応を行うこと。
右決議する。

行政改革委員会設置法案（第129回国会閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、臨時行政改革推進審議会の最終答申等の趣旨を踏まえ、行政改革に関する諸般の方策の着実な推進に資するため、総理府に行政改革委員会（以下「委員会」という。）を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 委員会は、許可、認可等民間活動に係る規制の改善の推進並びにその他行政の制度及び運営の改善の推進に関する施策の実施状況を監視するとともに、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関し調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べる。内閣総理大臣は委員会の意見を尊重しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する意見具申は、施行の日から2年以内に行う。

2. 委員会は、規制の改善の推進に関する意見を受けて講ぜられる施策に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することが

できる。

3. 委員会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員5人をもって組織する。
4. 委員会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとともに、特に必要があると認めるときは、自ら行政機関等の運営状況を調査することができる。
5. 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
6. 本法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、委員の両議院の同意に関する部分は、公布の日から施行する。
7. 本法律は、施行の日から起算して3年を経過した日にその効力を失うものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、所掌事務及び行政情報の公開に関する意見具申の時期について修正が行われた。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第44号)

【要旨】

本法律案は、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図るとともに、60歳台前半において支給する退職共済年金を見直すほか、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合が支給する長期給付に係る特例措置等について所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 長期給付の額の改定

- (1) 年金額算定の基礎となる標準報酬の月額等の再評価を行う。
- (2) 加給年金額、加給年金額の特別加算額、退職共済年金の定額部分の月当たり単価、3級障害共済年金の最低保障額等を引き上げる。

2. 長期給付に係る改善措置

- (1) 退職共済年金の定額部分の額の計算に係る組合員期間月数の上限を444月に延長する。

- (2) 子及び孫の年齢要件を18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときまで延長する。
- (3) 障害共済年金等について、障害等級3級以上の障害の状態に該当しなくなつて3年を経過した場合であっても、65歳に達するまでの間は受給権は消滅しないこととし、支給を停止する。
- (4) 退職共済年金及び遺族共済年金の受給権者は、退職共済年金の額の2分の1に相当する額と遺族共済年金の額の3分の2に相当する額を併給することができる。
- (5) 退職共済年金等の受給権者が組合員である間においては、当該組合員の標準報酬の月額及び退職共済年金等の額に応じて算定された額を支給する。
(衆議院で併給調整の基準となる額を「22万円」に修正)

3. 60歳台前半において支給する退職共済年金の見直し

- (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金の額は、報酬比例部分に相当する額（職域加算額を含む。）とし、平成13年度から平成25年度にかけて3年ごとに1歳ずつ現行の仕組みから段階的に切り替え、この退職共済年金は、繰上げ支給の老齢基礎年金と併給できる。

なお、障害等級3級以上の障害の状態にある者又は組合員期間が45年以上である者が、組合員でないときは、従来の65歳未満の者に支給する退職共済年金を支給する。

- (2) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による基本手当等を受給している間は、退職共済年金の支給を停止する。（衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正）
- (3) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している間は、退職共済年金について、2の(5)の措置に加えて、その者の標準報酬の月額に100分の10を乗じて得た金額に相当する部分の支給を停止する。（衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正）

4. 日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合の支給する長期給付に係る特例

- (1) 日本鉄道共済組合が支給する年金に係る標準報酬の月額については、1

の(1)の再評価を平成11年10月分まで繰り延べる。(「平成元年度分の再評価を平成7年4月分まで繰り延べる」改正規定は衆議院で修正削除)

(2) 日本たばこ産業共済組合が支給する年金に係る標準報酬の月額については、退職共済年金等の職域加算額について1の(1)の再評価を行わない。

5. その他

(1) 標準報酬の等級を8万円から53万円までの30等級から、9万2,000円から59万円までの30等級に改める。

(2) 標準報酬の日額を標準報酬の月額の22分の1とする。

(3) 長期給付に係る掛金として、期末手当等の額を標準として算定する特別掛金を徴収する。

(4) 育児休業期間中の掛金については徴収しない。

(5) 組合員期間が6月以上である外国人であって、組合員期間等が25年未満である者は、脱退一時金を請求できる。

6. 施行期日

施行期日は、公布の日(衆議院で「平成6年10月1日」を修正)とし、平成6年10月1日から適用する(2の(3)を除く。)。ただし、5の(1)、(2)は公布の日の属する月の翌月の初日とし、2の(2)、(4)、(5)、3の(1)、5の(3)、(4)、(5)は平成7年4月1日とし、3の(2)、(3)は平成10年4月1日とする。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 産業構造等の変化に対応できる長期的に安定した年金制度を確立し、制度間の給付と負担の不均衡の是正を図るとの観点から、平成7年を目途とする公的年金制度の一元化に向けて精力的に検討を進め、共済年金の在り方を含め、その全体像を可及的速やかに明らかにすること。

一 鉄道共済年金に係る平成6年の標準報酬再評価の繰延措置を含む自助努力等については、公的年金一元化の検討の際に、給付と負担の公平化の観点から、その見直しを検討し、早急に必要な措置をとること。

右決議する。